

令和 8 年 10 月 9 日
消 防 庁

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間、意見を公募したところ、16 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

本改正では、令和 7 年度救助技術の高度化等検討会報告書等を踏まえ、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 1 を御覧ください。

2 意見公募の結果

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間、意見を公募したところ、16 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 2 のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和 8 年 10 月 9 日に公布しました。

- ・救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 116 号）【別紙 3】
- ・救助活動に関する基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 16 号）【別紙 4】
- ・消防救助操法の基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 17 号）【別紙 5】



（事務連絡先）

消防庁国民保護・防災部 参事官付 大月補佐、田中

TEL 03-5253-7507（直通）

E-mail: fdma.kyuujo_atmark_soumu. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。